

上下水管理における協力に関する日本国経済産業省及び日本国国土交通省と サウジアラビア王国水電力省との間の覚書

日本国経済産業省及び日本国国土交通省とサウジアラビア王国水電力省（以下、双方という。）は、両国間の既存の友好関係の深化と上下水管理分野での協力の強化を希求し、国家の発展と国民の生活水準向上における水の重要性を認識し、1975年の経済技術協力協定及び両国間で施行されている関係法令に基づき、共に取り組む必要性を認識し、以下の意図を確認した。

第1項

本覚書は、サウジアラビア王国における水インフラ環境等の改善に向けた双方の協力分野について記述し、定めるものとする。

第2項

本覚書に基づく協力の領域は以下の分野とする。

- 1) 水資源及び水の生産（海水淡水化を含む）
- 2) 配水、管網管理及び漏水の低減
- 3) 下水処理（汚水処理、下水システム、水の再利用及び汚泥の処理・再利用等）。なお、集中処理及び分散型処理を含む。
- 4) 設計、建設及び運営・管理
- 5) 顧客サービス（料金システム及びメータリングを含む）
- 6) 上下水技術に関連する設備及び機器
- 7) 双方によって決定する上下水分野におけるその他の協力領域

第3項

第2項に掲げる分野での双方の協力として、以下の形により行う。

- 1) 上下水管理分野における専門家、研究者及び技術者の研修や専門知識の交換を通じた人材育成
- 2) 経験及び知見に関する情報交換
- 3) サウジアラビア王国における水資源及び水インフラ環境に関する調査・研究の実施及び課題解決に向けたベストプラクティスの特定
- 4) プロジェクト及び研究の実施並びにその実際的な運用
- 5) 水関連プロジェクトの設計、建設・設置及び運営・管理（これらの分野の合弁事業の設立を含む）における協力
- 6) 双方の間のコミュニケーションのテーマとなり得る市場アクセスその他の認可に係る事柄における両国の民間部門の支援

- 7) 政府組織及び民間組織の協力の推進並びに関係構築・強化支援
- 8) IT システムの実現
- 9) 水政策対話の枠組みの中での定期的な会合の開催
- 10) 双方が決定するその他の協力形態

第4項

本覚書で定められている協力の領域又は分野の実施に関する費用は、利用可能な財源の範囲内で、双方によって決められた負担とする。

第5項

双方は両国の国内法令に従って、相手国の参加職員の出入国、本覚書に記載されたプロジェクト及びプログラムで使用される装置の出入国について支援する。

第6項

本覚書に基づく協力の実施にあたり、双方の間で発生した相違は、交渉及び協議を通じて双方により友好的に解決する。

第7項

双方は、共同研究の成果を含め、本覚書で定める領域・分野において交換されるいかなる科学的・技術的情報も、情報提供側の事前の書面による承諾なく、第三者に移転、譲渡又は伝達しないものとする。

第8項

双方は、本覚書に基づいて実施される活動から生じ得る知的財産権に関する論点については、別の文書をもって定めるものとする。

第9項

双方は、本覚書に記載されている分野における協力の実施を進めるため、日サウジ合同委員会に報告を行う作業部会を結成する。作業部会は、必要に応じて輪番で両国のいずれかの首都で会合を行うものとする。作業部会は委員会に定期的な成果報告書を提出するものとする。

第10項

- 1) 本覚書に基づく協力は、サウジアラビア王国水電力省が、日本国経済産業省及び日本国土交通省に、必要な法的手続の完了を通知した日から開始する。
- 2) 本覚書に基づく協力は、双方のいずれかが終了を希望する期日の少なくとも6ヶ月前ま

でに相手側に書面で終了の意思を通知しない限り、継続するものとする。本覚書に基づく協力の終了は、本覚書終了前に両国によって合意され、終了時に継続しているプログラムやプロジェクトには影響を及ぼさないものとする。

本覚書は、2011年9月18日にリヤド市において、日本語、アラビア語及び英語で原本各二通が作成された。解釈に相違があった場合は、英文を参照するものとする。

日本国経済産業省のために

サウジアラビア王国水電力省のために

松下 忠洋

ムハンマド・ビン・イブラヒム・
アル＝サウード

日本国国土交通省のために

津島 恭一